



第1章 障がい者プランの目的と位置付け

1 障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

- ・ 障がい者保健福祉計画
- ・ 障がい福祉計画（第3期）

(1) 障がい者保健福祉計画

根拠法：障がい者基本法

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

(2) 障がい福祉計画（第3期）

根拠法：障がい者自立支援法

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

障がい者保健福祉計画【障がい者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

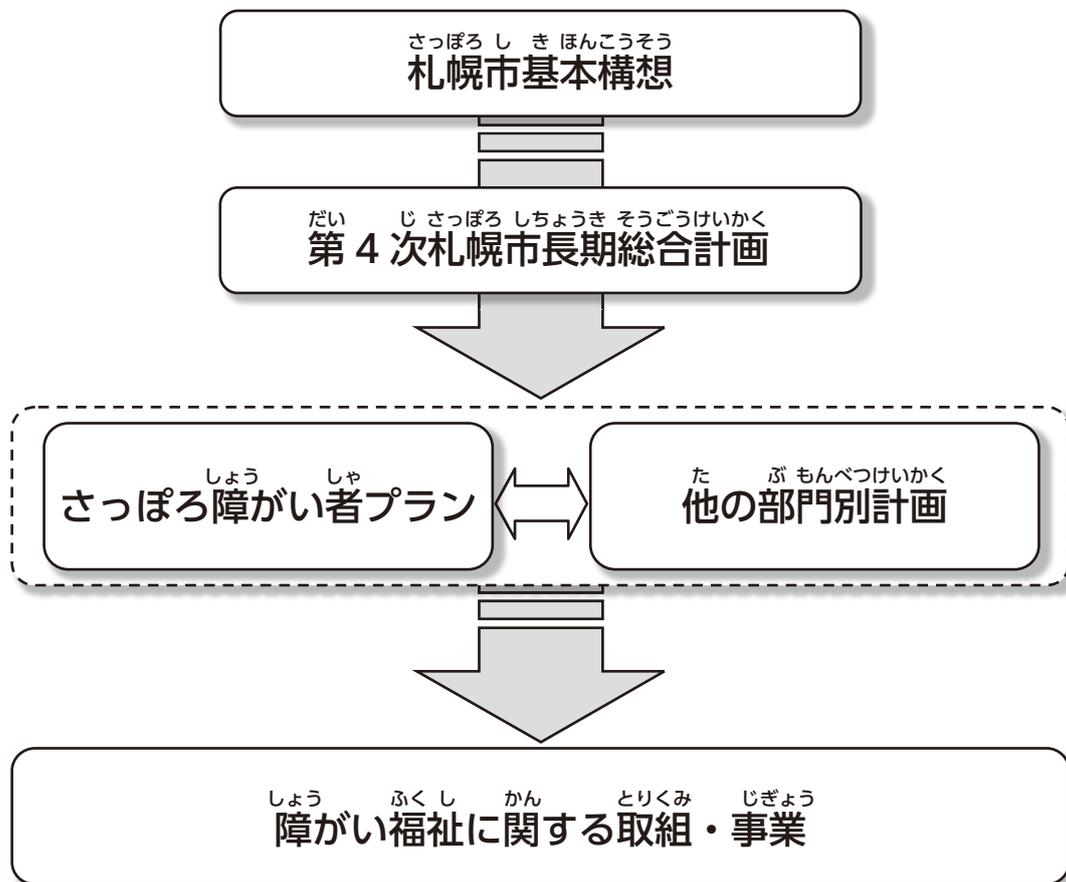
障がい福祉計画【障がい者自立支援法】

障害福祉サービスに関する実施計画

2 障がい者プランの位置付け

障がい者プラン（障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画）は、「札幌市基本構想」と「第4次札幌市長期総合計画」を上位計画とし、他の部門別計画との整合を図りながら定めた札幌市における障がい福祉施策に関する部門別計画です。

また、国で定める「障害者基本計画」などとも整合を図りながら策定しております。



さんこう ほけんふくし かんれん けいかく
〈参考：保健福祉に関連する計画〉

ち いきふくし しゃかいけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆地域福祉社会計画（平成 24 年 3 月策定）

しみん じぎょうしゃ ぎょうせい きょうどう あんしん く
市民、事業者、行政の協働のもとで、「安心して暮らせるぬくもり
ち いきふくし しゃかい じつげん もくてき ふくし すいしん じ
のある地域福祉社会の実現」を目的としています。福祉のまち推進事
ぎょう ばじ ちいき ささ あ かつどう はばひろ しみん さんか そくしん
業を始めとする地域での支え合い活動への幅広い市民の参加の促進
ちいき ふくし てきせつ りよう すいしんとう かん じこう
や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進等に関する事項を
ないよう
内容としています。

こうれいしゃ ほけんふくし けいかく かいご ほけん じぎょうけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 24 年 3 月策定）

こんご しんてん じんこうこうぞう こうれいか さい ねんど ねんど
今後も進展する人口構造の高齢化に際し、24 年度から 26 年度ま
あいだ さっぽろし とく しさく あき かいご ほ
での間に札幌市が取り組むべき施策を明らかにするとともに、介護保
けんせいど えんかつ うんえい けいかくてき じつげん さくてい
険制度の円滑な運営を計画的に実現するため策定したものです。

じ さつそうごうたいさくこうどうけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆自殺総合対策行動計画（平成 22 年 3 月策定）

おお いのち すく もくてき じ さつたいさく きほんほう
「ひとりでも多くの命を救う」ことを目的とし、自殺対策基本法、
じ さつそうごうたいさくたいこうおよ じ さつたいさく かそくか もと かんけい きかん
自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、関係機関との
れんけい きょうりよく はか じ さつたいさく そうごうてき こうかてき すいしん
連携・協力を図りながら、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するた
ぐ たいてき とりくみ けいかく さくてい
めの具体的な取組・計画を策定したものです。

◆健康さっぽろ 21—札幌市健康づくり基本計画 (平成 14 年 12 月策定)

国が策定した「健康日本 21」の札幌市版です。21 世紀の札幌市民の生涯を通じた健康の実現に向けて、健康づくりに対する目標を設定し、市民一人ひとりが主体的に健康増進を図っていくことを目指すための指針です。

◆さっぽろ医療計画 (平成 24 年 3 月策定)

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた望ましい医療体制の構築を基本理念として策定したものです。

3 計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

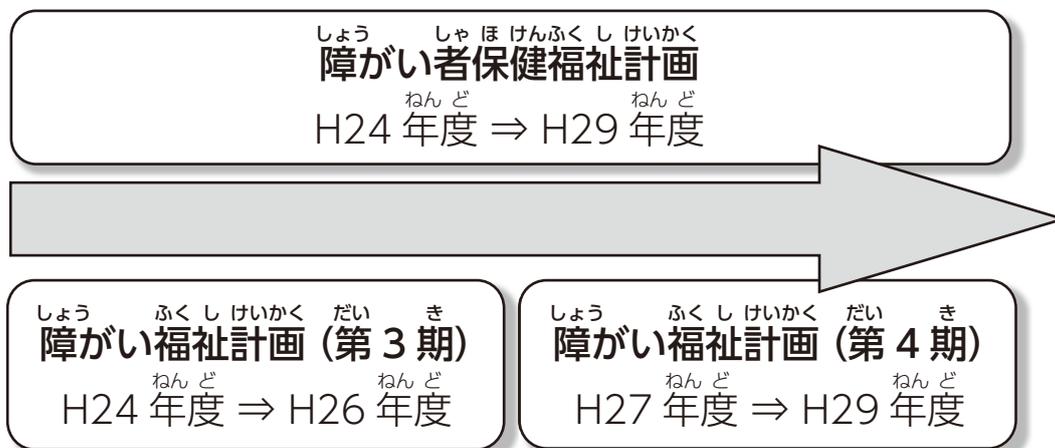
◆障がい者保健福祉計画 6 年間
(平成 24 年 4 月から平成 30 年 3 月まで)

◆障がい福祉計画 3 年間
(平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月まで)

前計画における計画期間は、障がい者保健福祉計画は平成 15 年 4 月から平成 25 年 3 月、障がい福祉計画は平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月としておりました。

このたび、両計画を「障がい者プラン」とし一体的なものとして改定を行い、平成 24 年 4 月から開始いたします。(障がい者保健福祉計画は、計画期間を 1 年前倒しして改定いたしました。)

なお、^{かんけいほうれい}関係法令の^{かいせい}改正が^{おこな}行われた^{ばあ}場合などには、^{ひつよう}必要に応じて^{おう}適宜^{てきぎみ}見直しを^{はか}図るものとします。



4 ^{しょう}障害^{ふくし}福祉^とを取り^ま巻^{げんじょう}く^か現状^{だい}と課題

(1) ^{くに}国^{しょう}における^{しゃせい}障害者^ど制度^{かい}改革^{うご}の動き

^{へいせい}平成15年から^{ねん}始^{はじ}まった「^{しえんひせいど}支援費制度」は、^{ノー}ノーマライゼーションの^り理念^{ねん}に基づき、「^{しせつ}施設^{ちいき}から^{しょう}地域^{かた}へ」という^{ちいきせい}障害のある^{かた}方の^{ちいきせい}地域生活^{かつ}を^{じゅうし}重視^{おお}する^{なが}大きな^{つく}流れ^だが作り出されました。

その後、^ご就労^{しゅうろう}支援^{しえん}の^{きょうか}強化^{ちいき}や^{ちいき}地域^{いこう}移行^{すいしん}の^{はか}推進^{めざ}を図ることを目指して、^{へいせい}平成18年に「^{しょうがいしゃ}障害者^{じりつ}自立^{しえんほう}支援法」が^{しこう}施行され、^{ふくし}福祉^{たいけい}サービス^{たいけい}体系の^{さいへん}再編^{しょう}など、^{かた}障害のある^{かた}方が^{ちいき}地域^{あんしん}で安心^くして暮^{ふくし}らせるよう、^{ふくし}福祉^{たいけい}サービス^{たいけい}提供^{きょうか}体制^{はか}の強化^{ていこう}等^{きょうか}が^{はか}図^{はか}られてきたところ^{はか}です。また、^{どうほう}同法^しの^し施行^し後^しには、^{ほう}法^{てい}の^{てい}定^{ちやく}着^{はか}を図^{はか}るため、^{げきへんかんわ}激変^{るいじ}緩和^{たいさく}のために^{こう}累^じ次^{こう}の^{こう}対^{こう}策^{こう}が^{こう}講^{こう}じ^{こう}られてきたところ^{こう}です。

こうした中、^{なか}平成^{へいせい}21年^{ねん}12月^{がつ}、^{ないかく}内閣^{しょう}に「^{しょう}障害者^{しゃせい}制度^ど改革^{かい}推進^{すいしん}本^{ほん}部^ぶ」が^{せつち}設置され、^{しょう}その^{とうじ}もと^{しや}で^{かぞく}障害^{ちゅうしん}当事者^{しん}や^{しん}その^{しん}家族^{しん}を中心^{しん}とする「^{しょう}障害者^{しゃせい}制度^ど改革^{かい}推進^{すいしん}会^{かい}議^ぎ」が^{へいせい}平成^{ねん}22年^{がつ}1月^{がつ}から

開催されており、「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結のため
に必要な国内法の整備を始めとする障がいのある方に係る制度改革に
向けた精力的な検討が行われています。

障がい保健福祉分野については、現行の「障害者自立支援法」を廃
止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生
活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制
定することとされています。

また、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対
する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されるととも
に、「障害者基本法」が改正されたところです。

(2) ニーズの高度化・多様化

障がいのある方が地域で安心して生活していくことができるよう、
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、様々な取組
を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたき
め細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフステージに
応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者自立支援法などに
よる法定サービスのみでは対応が難しいため、札幌市独自の取組も併
せて実施するなど、支援のあり方について引き続き検討していく必要
があります。

(3) 市民自治の推進

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのあ
る方のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行
政による取組のほかに、市民自治の考え方に基づき、地域のボ

ランティア・関係団体、事業者等の地域の福祉力を活用するなど、障がいのある方を地域全体で支え合おう体制づくりが必要です。

(4) 札幌市における施策展開

平成15年3月に「札幌市障害者保健福祉計画」を策定し、以後10年間にわたる障がい福祉施策の方向を定めました。

また、平成19年3月には「障がい福祉計画（第1期）」を、平成21年3月には「障がい福祉計画（第2期）」をそれぞれ策定し、障がいのある方の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めてきました。

(5) 障がい者施策に関する主な動向

平成15年 支援費制度の施行

札幌市障害者保健福祉計画の策定

平成18年 障害者自立支援法の施行

平成19年 札幌市障がい福祉計画（第1期）の策定

障害者の権利に関する条約への署名

平成21年 札幌市障がい福祉計画（第2期）の策定

内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置

平成22年 障害者自立支援法の改正

平成23年 障害者虐待防止法の成立（平成24年10月施行予定）

障害者基本法の改正

平成24年 さっぽろ障がい者プランの策定

さんこう
【参考】 ノーマライゼーション

こうれいしゃ しょう しゃ せつ かくり しょう ひと いっしょ
高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、障がいのない人と一緒
たす あ く せいじょう しゃかい かた
に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとす
かんが かた もと しゃかいふくし せいさく
る考え方。また、それに基づく社会福祉政策。